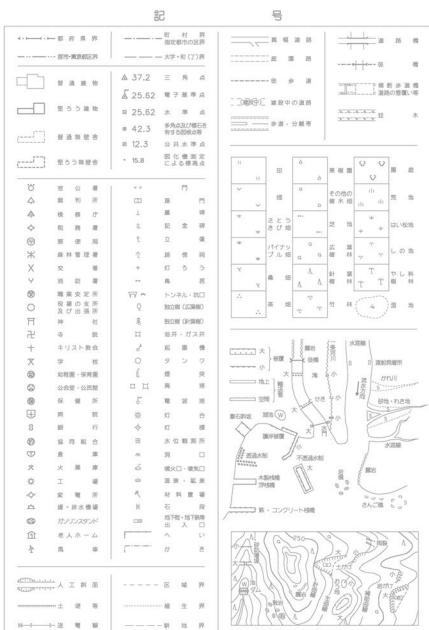


都市計画区域外区域の決定	昭和45年8月25日	埼玉県告示第 982号
都市計画区域の決定	昭和45年12月28日	埼玉県告示第 1585号
用途地域地区の変更	昭和48年1月16日	埼玉県告示第 73号
用途地域の決定	昭和60年11月15日	埼玉県告示第 1808号
都市計画区域外区域の変更	昭和60年11月15日	埼玉県告示第 1809号
用途地域の変更	平成7年12月22日	埼玉県告示第 1740号
用途地域の決定	平成19年11月16日	埼玉県告示第 1685号
区域区分の変更	平成19年11月16日	埼玉県告示第 1686号
用途地域の変更	平成22年3月9日	埼玉県告示第 351号

農業振興地域指定	昭和45年 4月20日	埼玉県告示第 436号
農用地区域指定認可農	昭和48年 3月20日	農従第 2746号
農用地 区域変更認可農	昭和51年 9月21日	農従第 1485号
農用地区域変更認可農	昭和51年 12月27日	農従第 2337号
農用地区域変更認可農	昭和54年 6月15日	農従第 647号
農用地区域変更同意	平成16年 12月21日	東農振第 976号
農用地区域変更同意	平成19年 11月13日	東農振第 806号

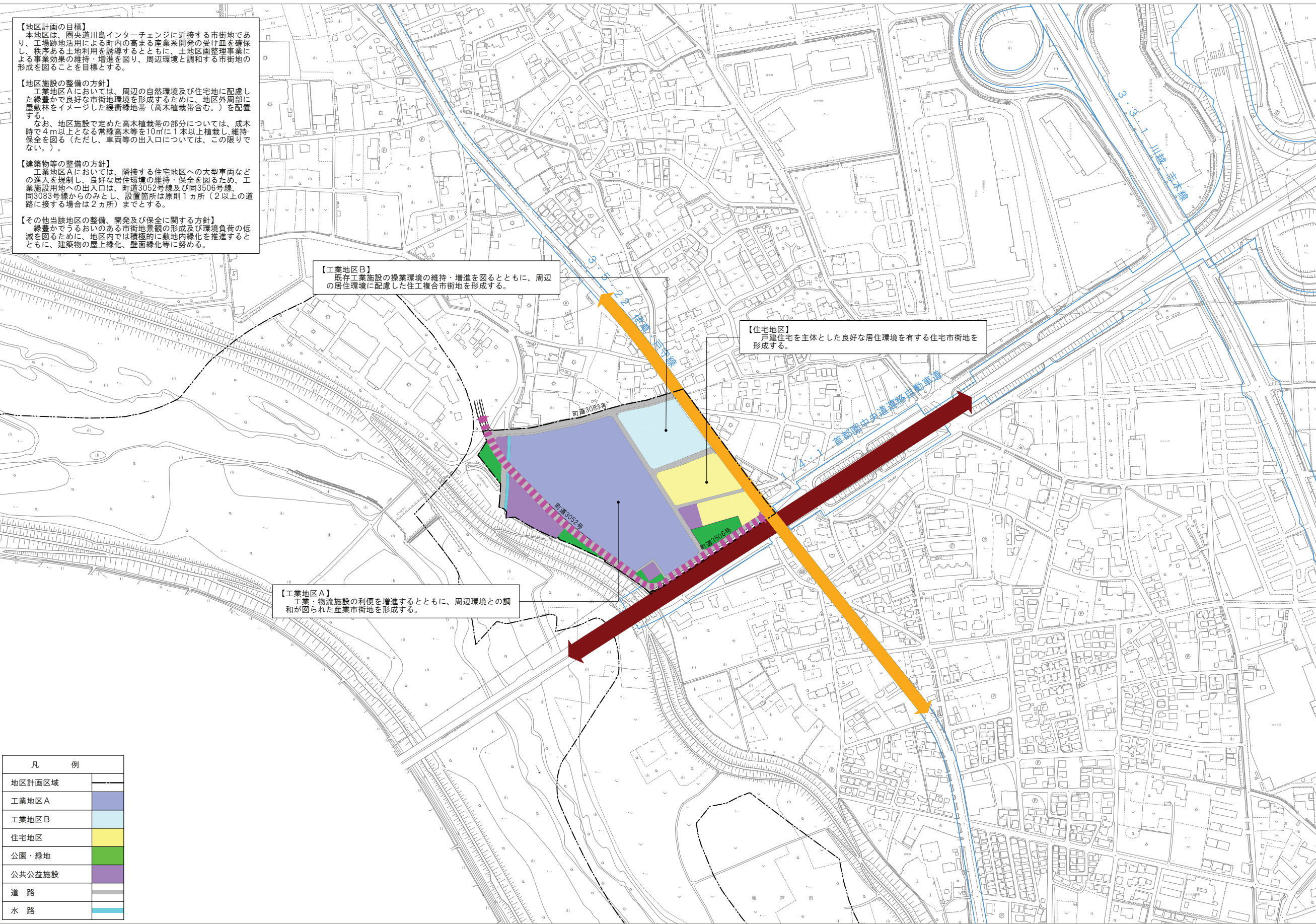


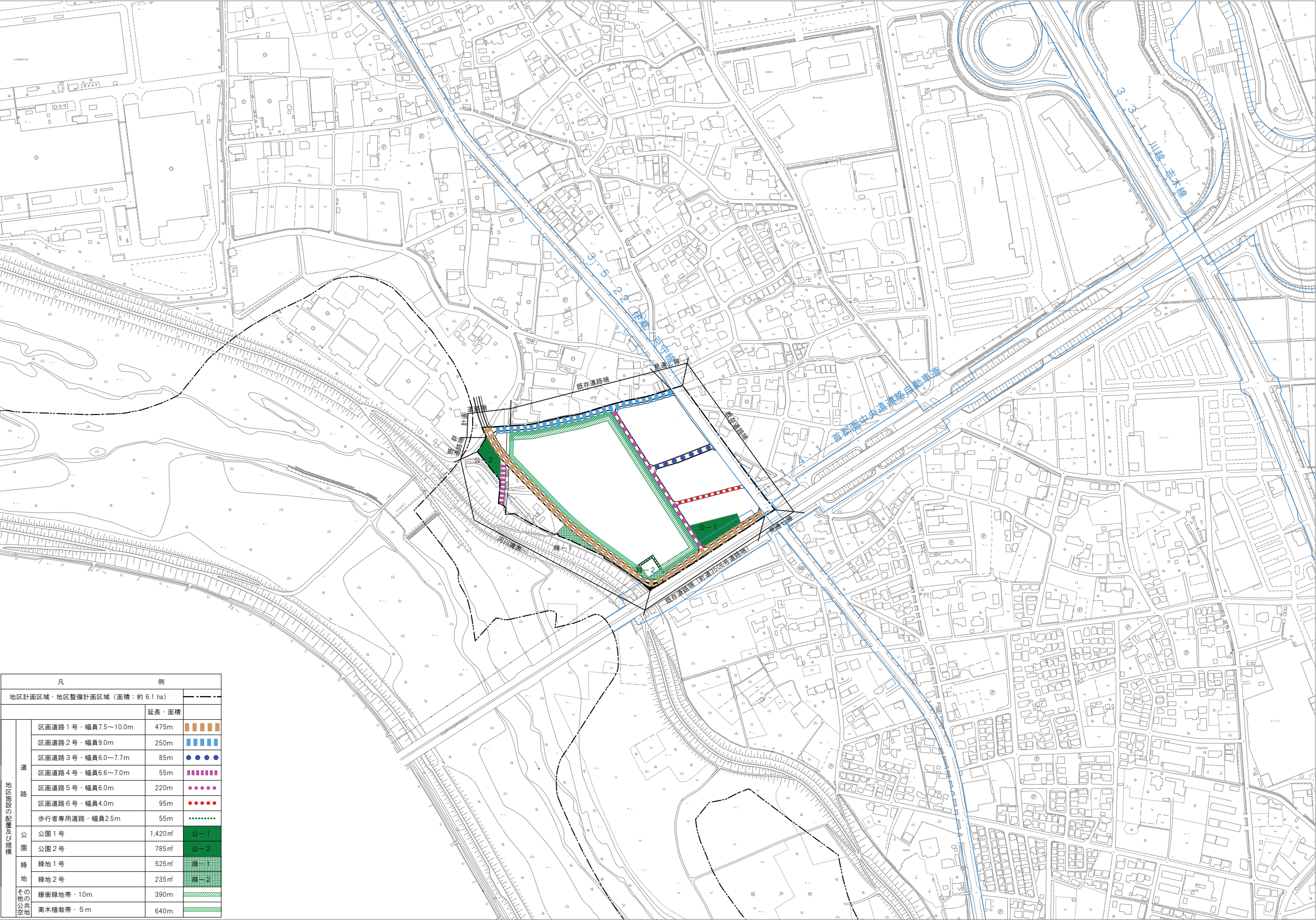
農 業 振 興 地 域	市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 整 頓 区 域
農業振興地域 農用地区域(田)	町行政区域
農用地区域(畑)	市街化区域
農業振興地域区域界	用途地域
	第一種低層住居専用地域 50 80
	第二種低層住居専用地域 60 100
	第三種低層住居専用地域 60 200
	第一種住居地域 60 200
	第二種住居地域 60 200
	準工業地域 60 200
	工業地域 60 200
	工業専用地域 60 200
	(注) 形態規制

都市施設・地域地区等

- 都計計画道路
- 都市公園
- その他の都市施設
- 準防火地域
- 地区防災区域

川島町管内図





凡 例		
地区計画区域・地区整備計画区域（面積 約 6.1 ha）		
工業地区A	建築物等の用途の制限	以下に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4 老人ホーム、老人福祉センター、保育所（主に当該地区内の業所に従事する者の用に供する附属施設を除く。）、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗又は飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する附属施設を除く。） 7 ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 8 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 畜舎 11 公衆浴場 12 自動車教習場 13 ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理施設（敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫を除く。） 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 15 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号（1）から（22）、（29）から（31）までに掲げる事業を営む工場、レディミクストコンクリートの製造を営む工場 16 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの
	工業地区B	以下に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物を除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの 4 老人ホーム、老人福祉センター、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 7 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 カラオケボックスその他これに類するもの 9 畜舎 10 公衆浴場 11 自動車教習場 12 倉庫業を営む倉庫 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物 14 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号（1）から（31）までに掲げる事業を営む工場、レディミクストコンクリートの製造を営む工場 15 前号以外の工場で工場立地法施行規則第2条に規定する生産施設の敷地面積に対する割合が、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）別表第1に掲げる生産施設面積率を超えるもの 16 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの
住宅地区	住宅地区	以下に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの 4 作業場の床面積の合計が50㎡以内の工場 5 巡遊派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第13条の4に規定する公益上必要な建築物 6 図書館その他これに類するもの 7 前各号に掲げる建築物に附属するもの
	最低敷地面積	工業地区A 5,000㎡ 工業地区B 150㎡ 住宅地区 150㎡
壁面の位置の制限	工業地区A	1号壁面線（10.0m以上） 2号壁面線（5.0m以上） 壁面線が定められていないその他の道路及び隣地境界線から3.0m以上
	工業地区B	道路、公園の境界線から0.5m以上 隣地境界線から0.5m以上
高さの最高限度	工業地区A	25m以下 高さが10mを超える建築物で、冬至日において、工業地区B又は住宅地区の地区内の土地に日影を生じさせるものは、日影を生じさせる工業地区B又は住宅地区内にある建築物とみなす
	工業地区B	12m以下 高さが10mを超える建築物は、平均地盤面からの高さが4mの水平面に敷地境界線からの水平距離が5mを超え、10m以内の範囲においては5時間以上、10mを超える範囲においては3時間以上日影となる部分を生じさせてはならない。
形態・色彩・意匠の制限	工業地区A	1 建築物及び工作物の外観は、周囲の眺望・景観と調和するよう刺激的な色彩や装飾を避け、次に掲げるマンセル表色系に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面輝の合計（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。）は、各立面の面積の3分の1を超えない範囲とする。 (1) 7.5Rから7.5Yまでの彩度0を超えるもの (2) 7.5Yから7.5GYまで（ただし、7.5Yを含まない。）の彩度4を超えるもの (3) 7.5GYから7.5RPまで（ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。）の彩度2を超えるもの (4) 7.5RPから7.5Rまで（ただし、7.5Rを含まない。）の彩度4を超えるもの 2 高層水塔などの工作物は、周辺の眺望・景観に配慮 3 屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観に配慮
	工業地区B	1 建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の眺望・景観と調和する落ち着いたものとする 2 高層水塔などの工作物は、周辺の眺望・景観に配慮 3 屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観に配慮
緑化率の最低限度	工業地区A	工業地区A：20%
垣さくの構造	工業地区A等	道路に面する部分は、道路中心の高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等
	工業地区B	道路に面する部分は、生垣又は道路中心の高さ1.5m以下の透視可能なフェンス

